

学校選択制度について【特認校制度・特定地域隣接校選択制度】

豊橋市では、学校規模の適正化を図るために2種類の学校選択制度を行っています。

◇ **特認校制度**

- 対象校：下条小学校、嵩山小学校、賀茂小学校
- 内 容：児童数が100人未満の小学校に、市内のどの地域からでも通学できる制度です。

◇ **特定地域隣接校選択制度**

- 対象校：吉田方小学校、幸小学校
- 内 容：過大規模校解消のため、対象地域（裏面参照）に住む方が、通学する小学校を選択できる制度です。

◇ **対象児童**

- **特認校制度**：1年以上通学することができ、保護者の責任のもとで登下校ができる児童で、希望小学校との面談の結果、入学を認められた児童
- **特定地域隣接校選択制度**：対象地域（裏面参照）に新たに転居した児童

◇ **手続き方法**

保護者の身分が証明できるものを持参し、市役所学校教育課にて申請してください。

◇ **その他**

特認校制度、特定地域隣接校選択制度により対象の小学校に在籍する児童は、卒業後、その小学校区の指定中学校に進学することができます。

※八町小学校イマージョン教育コースについては、ホームページにてご案内します。

■ 問い合わせ先 ■

豊橋市教育委員会（豊橋市役所 東館 11 階）

・ 制度について 教育政策課 電話：(0532) 51-2819

メールアドレス：kyoikuseisaku@city.toyohashi.lg.jp

・ 手続きについて 学校教育課 電話：(0532) 51-2817

メールアドレス：gakkoukyoiku@city.toyohashi.lg.jp

■特定地域隣接校選択制度を利用できる対象地域

指定校名	対象地域	選択できる学校
吉田方小学校	菰口町一丁目～六丁目、 野田町、花田町の一部、新栄町の一部	松葉小学校
	新栄町の一部、小向町の一部	花田小学校
幸小学校	高田町 浜道町の一部、藤並町の一部	天伯小学校

※対象地域については、市役所学校教育課にお問い合わせください。